

乙第2号証

JR サービスック労組発足に伴う対応について

令和5年10月12日

(株)関西新幹線サービスック

■時系列

2023年8月18日

○株式会社関西新幹線サービスック（以下、「サービスック」という）の本社に、東海旅客鉄道株式会社（以下、「JR東海」という）より弊社に出向中の社員2名（前田 稔、西 三喜夫）より「発」第1号（JRサービスック労働組合結成の通知）、「発」第2号（労働協約の締結について）の申入れがあった。（人事勤労課：前川主席が受理）

2023年8月22日

○前田氏より「発」第3号（労使共同宣言の締結について）、「発」第1号（「発」第1号の補足：役員名簿の通知）の申入れ、及び、9月1日に結成大会の案内通知の提出があった。（人事勤労課：前川主席が受理）

○この際、JS労とはどのような組合（構成員、主張など）なのか確認したが、回答は得られなかったため、結成大会は欠席。

2023年9月8日

○前田氏より、「発」第1号、「発」第2号の申入れについて回答がほしい旨の架電があった。弊社内で新組合が結成されることが初めてであり、団体交渉の開催に向けて事前の課題整理に時間を要する旨を伝達したが、納得を得られず、改めて9月14日に架電することで切電。（人事勤労課：前川主席が対応）

2023年9月14日

○前田氏に架電。弊社が知り得るJS労の組合員は、役員名簿で通知された4名のみであり、当該4名はJR東海の組合であるJR東海労に所属している出向者のみであること、弊社がJR東海労と定期的に開催している団体交渉の場に4名共交渉委員として出席されていることから、以下の点を確認・依頼。（人事勤労課：前川主席が対応）

・JS労の役員4名はJR東海労を脱退したのか、二重加盟となるのかを確認。

⇒二重加盟であると回答。

・役員4名以外にJS労の組合員として、弊社のプロパー社員がいるのか。いる場合は、どの事業所に何名程度いるのかを確認。

⇒回答できない旨の返答。

・JR東海労と団体交渉をしている中、JS労と二重交渉になることが無いようにするため、それぞれの労働組合の立場が不明であり、組合間で交渉権限等を調整・統一してほしい旨の依頼。

⇒「組織が違うから無理」「調整・統一は会社がやるべき」等の回答であり、納得い

ただけず切電。

- 同日 15 時頃、J R 東海労と団体交渉を開催。この場に交渉委員として西氏も出席。
- 同日 17 時 30 分頃、JR 東海労との団体交渉終了後、会場ロビーに前田氏が待機しており、「発」第 4 号（発 2.3 号の締結に向けた団交開催について）の申入れがあった。（人事勤労課：前川主席が受理）

2023 年 9 月 21 日

- 前田氏より入電。今から本社に行く旨の連絡があった。本社に来た前田氏から「発」第 5 号（発 2.3 号の締結に向けた団交開催を求める再度の申入れ）の申入れがあった。（人事勤労課：前川主席が受理）
- その際、先日依頼した「交渉権限等の調整・統一」の進捗を確認したが、「会社が調整を行うべき」と回答し、進捗は無かった。

2023 年 9 月 25 日

- 「発」第 5 号（発 2.3 号の締結に向けた団交開催を求める再度の申入れ）に回答期限が 25 日と記載されていたため、改めて前田氏に架電。繰り返し、弊社より依頼していた「交渉権限の調整・統一」について確認したが、「それはケースバイケースだ」「二重交渉になるのであれば会社が教えてくれたらいい」などの回答。繰り返し、組合間で「交渉権限の調整・統一」を依頼したところ、暴言を吐きながら一方的に切電された。

2023 年 10 月 3 日

- 大阪府労働委員会より J S 労より弊社に対して「あっせん申請書」が提出され、受理した旨の連絡を受領。

以 上